

## 秋田市公告

秋田市中心市街地の活性化に関する計画策定業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年4月12日

秋田市長 穂 積 志

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

秋田市中心市街地の活性化に関する計画策定業務委託

#### (2) 業務期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

#### (3) 業務規模

本業務の参考業務規模は、5,335,000円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 秋田市内に本社、支社、支店又は営業所等を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 秋田市測量・建設コンサルタント等登録業者で、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、「都市計画及び地方計画」部門に登録されていること。

(4) 平成29年4月1日から令和4年3月31日の間に国又は地方公共団体等から、まちづくりに関する計画の策定業務を受託し、業務を完了した実績を有する者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立

て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 国および本市を含む地方公共団体から製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。

(7) 経営者、役員又は経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

### 3 手続等

#### (1) 実施要領の交付

##### ア 交付期間

令和4年4月12日（火）から同月22日（金）まで

##### イ 交付方法

実施要領は、都市総務課ホームページからの入手を原則とする。

(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/sonota-nyusatsu-keiyaku/1033852.html>)

また、希望者には都市総務課においても直接交付する（直接交付は、土曜日および日曜日を除く平日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）。

#### (2) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和4年4月22日（金）午後5時

イ 提出場所 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部都市総務課（秋田市役所4階）

電話番号 018-888-5762

F A X 018-888-5763

電子メール ro-urmn@city.akita.lg.jp

ウ 提出方法 電子メールによること。なお、送信後、必ず電話にて着信を確認すること。

#### (3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和4年5月16日（月）午後5時

イ 提出場所 3 (2)イに同じ

ウ 提出方法 3 (2)ウに同じ

#### 4 審査等

(1) 参加表明書を提出した者のうちから、秋田市中心市街地の活性化に関する計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 企画提案書を提出した者のうちから、審査委員会において企画提案書およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本業務における受託候補者を特定する。

#### 5 その他

(1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査および説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。

(5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。

(6) 前号により公表する場合は、提出書類等の写しを作成し、使用することができるものとする。

(7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

(8) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。